

(平成22年11月10日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認旭川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2) 年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年9月1日から53年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所（現在は、B事業所）における資格取得日に係る記録を52年9月1日、資格喪失日に係る記録を53年4月1日とし、当該期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年7月1日から53年4月1日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険被保険者期間の照会をしたところ、申立期間に係る加入記録が無い旨の回答があった。

A事業所には非常勤の事務職員として9か月間勤務しており、厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録（昭和52年9月1日取得から53年3月31日離職まで）及び職員等の証言から、申立人が、雇用保険の加入期間においてA事業所に勤務していたことが認められる。

また、B事業所は、当時の臨時職員の厚生年金保険の加入については、「臨時職員取扱要綱の制定について」により、社会保険の適用関係は、それぞれの法令の定めるところにより、被保険者として加入させる取扱いだった。」と回答しており、当時の複数の職員は、申立人が欠員となった職員が補充されるまでの臨時職員だったことを記憶していることから、申立人は、当時の臨時職員取扱要綱の種別及び適用区分の第1種臨時職員（一般事務、技術職員で1月以上5月以内の期間を定めて任用される者をいう。）に該当し、厚生年金保険被保険者であったことが推認できる。

さらに、当時、A事業所でC係だった職員は「雇用保険と厚生年金保険はセットであり、雇用保険のみに加入させることは無かった。」と証言してい

るところ、雇用保険の加入記録が確認できた3人（このうち二人は、申立人と同職種）は、厚生年金保険の被保険者記録と雇用保険の加入記録とが一致しており、当該事業所においては、雇用保険の届出に併せて厚生年金保険に加入させる取扱いであったと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち昭和52年9月1日から53年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、前述の「臨時職員取扱要綱の制定について」に規定されている第1種臨時職員給料等日額表（昭和52年4月1日適用）から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間の申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無いことから不明としているが、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には申立人の氏名は確認できず、整理番号にも欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届及び喪失届が提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ当該届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和52年9月から53年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和52年7月1日から同年9月1日までの期間については、連絡の取れたA事業所職員等からは、申立人の勤務実態に係る証言は得られておらず、このほか、申立人がA事業所に勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成8年10月1日から10年10月27日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額が28万円であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を28万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年12月1日から10年10月27日まで

会社の経営が厳しく、月額43万円の給与を40万円に下げたことはあったが、12万6,000円ではない。また、当時は会社の取締役であったが、仕事内容は現場の管理等であり、社会保険事務手続には関与していなかったため、40万円に相当する標準報酬月額（41万円）に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人は平成10年10月27日に株式会社Aにおける厚生年金保険の被保険者資格を喪失しており、その後、同年12月7日付けで申立期間のうち、8年10月から10年9月までの期間に係る標準報酬月額（28万円）が12万6,000円に減額訂正されているのが確認できるが、社会保険事務所において、かかる処理を行う合理的な理由は見当たらない。

なお、商業登記簿謄本によれば、申立人は株式会社Aの取締役であったことが確認できるが、オンライン記録によれば、当時の代表取締役（社長）の標準報酬月額についても、申立人と同様に、平成10年12月7日付けで、8年10月までさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。代表取締役は、申立人は取締役ではあっても現場の管理が主たる業務であり、社会保険事務手続には関与していない旨の証言をしている上、元従業員から、申立人が社会保険事務手続に関与していた旨の証言は得られなかったことから、申立人は当該遡^{そきゅう}及訂正処理については関与していなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立期間のうち、平成8年10月から10年9月までの期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額（28万円）に訂正することが必要である。

一方、申立人は申立期間において、40万円の役員報酬を支給されていたと主張しているものの、申立人は給与明細書を所持していない上、株式会社Aも倒産し、賃金台帳も廃棄されていることから、申立人が主張する役員報酬が支給されていたかについては不明である上、申立期間に係る報酬月額及び保険料控除額について確認することができず、さかのぼって標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無い。

このほか、申立期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 4 月から 50 年 7 月まで
② 昭和 51 年 9 月から 52 年 3 月まで
③ 昭和 52 年 4 月から同年 12 月まで
④ 昭和 53 年 1 月から 54 年 2 月まで

申立期間①について、A株式会社では、B工事の仕事をし、給与は日給月給で6万円から10万円であった。日曜日勤務した記憶がある。

申立期間②について、C有限会社では、現場で助手的な仕事をしており、土曜日8時間の勤務であった。

申立期間③について、D市役所では、臨時職員として作業をしていた。

申立期間④について、株式会社EはF事業所の下請会社で、F事業所の修繕センターへ派遣され修繕の仕事をしていた。4週6休（隔週2休）であった。

申立期間①から④までの全期間について、G大学の夜学生だったことから日中勤務していた。当時、親は生活が苦しく援助してもらえなかったため、自分自身で生活費や学費を賄い、自活した生活をするため正社員と同じように働いていた。勤務時期及び期間については不明な部分もあるが、間違いなく勤務しており、厚生年金保険料が給与から天引きされていたことを記憶しているため、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の加入記録（昭和49年6月1日取得から同年8月31日離職まで）及び同僚の証言から、申立人が雇用保険の加入期間において、A株式会社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A株式会社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和

49 年 8 月 1 日であり、申立期間①の一部は適用事業所となる前の期間となるが、連絡の取れた同僚からは同社が適用事業所となる前の期間において、給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる証言等は得られなかった。

また、雇用保険の加入記録の無い昭和 49 年 9 月 1 日以降の期間については、勤務期間等を確認できる資料は無く、同僚及び事業主の証言も得られないことから勤務実態を確認できない。

さらに、事業主の妻である元事務担当者は「社長にお願いされ、学生を一人だけ雇用保険に加入させたことがあったが、長続きしなかった。学生については、一度も厚生年金保険に加入させたことはなかった。アルバイトは、冬期間雇用していなかった。」と述べており、A 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、昭和 50 年 2 月から同年 5 月までの期間には、事業主及び事業主の妻を除き従業員は一人も厚生年金保険に加入していない記録となっている。

申立期間②について、C 有限会社において申立人の雇用保険の加入記録は確認できず、同僚からも申立人が申立期間②において勤務していたことをうかがわせる証言等は得られなかった。

また、連絡の取れた同僚 3 人は、「学生はアルバイトとして勤務しており、厚生年金保険に加入していなかった。」と証言しており、このうち一人は、「学生は 2、3 人でシフトを組んで勤務していたので加入させていなかったと思う。」と回答している。

さらに、前述の同僚 3 人のうち別の一人は、「学生は現場ごとの採用で長期勤務ではなかったので、一度も厚生年金保険に加入させていなかったと思う。」と回答しているところ、C 有限会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立期間において厚生年金保険の加入記録が確認できる被保険者については一年以上の加入期間となっている上、当該被保険者の年齢及び職種等から、当時、大学生であったとは考え難い。

申立期間③について、当該期間のうち、昭和 52 年 6 月 27 日から 53 年 6 月 30 日までの期間は、後述の申立期間④の申立事業所である株式会社 E における雇用保険の加入記録が確認できることから申立期間の相違が考えられる上、D 市役所における雇用保険の加入記録は無い。

また、申立人が一緒に勤務していたと記憶している同僚にも、D 市役所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において加入記録が確認できない上、D 市役所からは、申立人及び当該同僚について、「現在ある当時の資料（健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認決定通知書及び嘱託職員伺書）には名前が見当たらない。当時の厚生年金保険の適用の取扱いは資料が無いため不明であり、当時の担当職員に確認したが、申立人のことは覚えていないとのことである。」と回答しており、申立人の申立期間③に係る勤務実態や厚生年金保険

の適用状況等について、確認することができない。

申立期間④について、雇用保険加入記録（昭和 52 年 6 月 27 日取得から 53 年 6 月 30 日離職まで）から、申立人が雇用保険の加入期間において、株式会社 E に勤務していたことは確認できるが、雇用保険の離職日以降も申立人が勤務していたことをうかがわせる証言等は得られなかった。

また、株式会社 E から提供のあった資料（雇用保険被保険者離職証明書事業主控）から、大学生であったと考えられる者が申立人以外に二人確認できるものの、この二人についても同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において加入記録は確認できない上、同社から、「雇用保険離職証明書から、申立人の月の勤務日数（19 日から 23 日程度）は、社員の通常の勤務日数（26 日、27 日）より少ない日数であることが確認できることから、雇用保険のみに加入させていたと思われる。」との回答があり、同社では大学生を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったものと考えられる。

このほか、すべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 2 月 8 日から同年 4 月 1 日まで

A市役所で昭和 54 年 2 月 8 日から臨時職員として勤務していたが、厚生年金保険の資格取得日は同年 4 月 1 日になっている。同年 2 月 8 日から働いていたのは確かなので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録(昭和 54 年 2 月 8 日取得から同年 6 月 30 日離職)から、申立人が、申立期間にA市役所で勤務していたことは認められる。

しかしながら、A市役所から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書、同資格喪失確認通知書、及び同資格取得確認および標準報酬決定通知書では、昭和 53 年 4 月 15 日に資格取得し、同年 12 月 26 日に資格喪失となっており、その後、54 年 4 月 1 日に再度資格取得している。この記載内容は、健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録と一致しており、不自然な点は見当たらない。

また、申立人は申立期間に勤務していた部署について、「何か月かで配属先が変わった。」と回答しているところ、A市役所における当時のB課の担当者は不明であるものの、現在のB課の担当者からは、「当時の臨時職員の社会保険加入手続の詳細は分からないが、現在の臨時職員の社会保険加入手続については、加入要件（契約期間が2か月以上、かつ、週27時間以上勤務の者）に該当する働き方の者の手続を失念していたことに気付いた場合には、さかのぼって資格取得手続を行うが、当該加入要件に該当しない働き方の者が新たに加入要件に該当する他の部署での勤務が決まった場合には、新たな部署での勤務を開始した日に資格を取得させる。」との回答を得ている上、現在のB課の担当者から、当該手続が変更になったとの証言等も得られていないことから、申立期間当時においても、A市役所における臨時職員の社会保険加入手続は同様

であったと考えるのが自然であり、申立人は、当初に配属された部署では、加入要件に該当する働き方をしていなかったため厚生年金保険に加入していなかったものと考えられる。

さらに、A市役所で昭和 60 年に臨時職員として勤務していた者から「数か月、C関係の仕事に就いた後に、4月からD課で働いた。」との供述を得ているところ、この者の雇用保険の加入記録は、昭和 60 年 2 月 5 日に取得し、同年 11 月 30 日に離職となっているものの、厚生年金保険の加入記録は同年 4 月 1 日に資格取得し、同年 12 月 1 日に資格喪失となっている。このことから、この者が、「他の部署での勤務が決まった場合には、新たな部署での勤務を開始した日に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる。」とのA市役所における厚生年金保険の加入要件に該当したことにより同年 4 月 1 日から加入したともものと考えられる上、この者からは、同年 2 月 5 日から同年 3 月 31 日までの期間において、給与から厚生年金保険料を控除されていた旨の供述は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 8 月から 43 年 10 月まで
② 昭和 45 年 4 月から 49 年 10 月まで

申立期間①について、中学卒業後、昭和 37 年 4 月から住み込みで働いた事業所が倒産したため、A 区にあった B 事業所に入社して同年 8 月から 43 年 10 月まで住み込みで働いた。同事業所の従業員は二人くらいだった。

申立期間②について、B 事業所を辞めた後、別の会社を経て、昭和 45 年 4 月から 49 年 10 月までは、C 県 D 町の E 事業所に住み込みで働いた。同事業所の従業員は 3 人くらいだった。

両申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①について、「B 事業所」に勤務していたと申し立てているが、オンライン記録によれば、A 区に所在している「B 事業所」が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できず、同事業所に係る商業登記簿謄本も見当たらない。

また、F 県内において、「B 事業所」が事業所名の一部に使用されている厚生年金保険の適用事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同原票を確認したものの、申立人並びに申立人が記憶している事業主の氏名は見当たらず、申立人の勤務実態について、確認することができない。

さらに、申立人は「B 事業所」の従業員は二人くらいだったと記憶していることから、同事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなかったものと考えられる。このほか、同事業所の存在及び申立人の勤務実態について確認できる関連資料等は得られなかった。

申立期間②について、雇用保険の加入記録（昭和 46 年 2 月 2 日取得から 49

年10月19日離職まで)から、申立人が雇用保険の加入期間において、「E事業所」で勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によれば、「E事業所」が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できず、同事業所に係る商業登記簿謄本も見当たらない上、当時の社長からは「申立人を覚えている。公共職業安定所から何度か指導を受け、失業保険には加入させたが、従業員は3人だったので、厚生年金保険には加入させていなかった。」との証言を得ている。

このほか、申立人の両申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。